

## 9 いじめ

### 【事例】

生徒Bは、同級生から「冷やかし」や「からかい」、「悪口」等、嫌なことを言われていると担任に訴えた。

### ○発生時の対応のポイント

#### 〔状況の把握〕

- ・生徒からの訴えを聞いた教職員は、速やかに「学校いじめ対策組織」等へ報告する。
- ・「学校いじめ対策組織」の指揮の下、役割を分担して、迅速に関係生徒から事実を確認して、情報（いつ、どこで、誰が、どのように等）を収集し、記録する。
- ・いじめがネット上で行われている場合は、その証拠を写真に撮って保存する等、物的証拠として残しておく。
- ・「学校いじめ対策組織」は集めた情報に基づき、事実を正確に把握し、いじめか否かを判断するとともに、教職員で情報を共有する。
- ・いじめとして認知した場合は、「学校いじめ対策組織」が中心となって対応方針を検討し、必要に応じてスクールカウンセラー等の外部専門家や関係機関等と連携しながら「対応方針」を策定する。
- ・いじめとして認知しない場合も、保護者と十分に連携し、生徒の見守りを行う。

#### 〔いじめを受けた児童生徒・保護者への対応〕

- ・家庭訪問等により、いじめの事実や「対応方針」等を直接説明し、謝罪と今後の対応について理解と協力を得る。

#### 〔いじめた生徒・保護者への対応〕

- ・家庭訪問等により、いじめの事実や「対応方針」等を直接説明する。その際、担任だけでなく複数の教職員（管理職も含む）で対応する。
- ・いじめを受けた生徒の立場に立ち、行為の重大性に気付かせ、反省を促すとともに、いじめた生徒の成長支援の観点を踏まえ、生徒が抱える問題を解決するための具体的な取組を行う。
- ・解決に向けた取組について保護者の協力を求める。
- ・生徒及び保護者がいじめを認めないケースもあることから、いじめの事実確認を十分行ってから対応することが必要である。
- ・謝罪等が終わった後も、継続的に生徒を見守る体制を整備する。

#### 〔学級（ホームルーム）・学年全体への対応〕

- ・いじめを受けた生徒のつらさを理解し、観衆となって面白がって見ていた行為がいじめを助長していたことや、傍観していた行為がいじめを許していたことに気付かせる。
- ・関係生徒や保護者からの承諾を得て、生徒のプライバシーに配慮しながらいじめの事実を学級（ホームルーム）・学年の生徒や保護者に伝えて協力を得る。

#### 〔関係機関等との連携〕

- ・専門的なカウンセリングが必要な場合は、スクールカウンセラー等の外部専門家や教育支援センター、相談所等の関係機関等との連携を図る。
- ・暴力や恐喝等、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、いじめられている児童生徒を徹底して守り通すという観点から、ためらうことなく早期に警察に相談し、連携して対応に当たる。

#### 〔教育委員会への報告〕

- ・管理職は、いじめの概要について、速やかに教育委員会へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。
- ・スクールカウンセラーが派遣されていない場合は、教育委員会に派遣を要請する。
- ・重大事態が発生した疑いがあると認められる場合、学校は教育委員会を通じて、その旨を市町村長（知事）に報告する。

#### 〔報道機関等へ対応〕

- ・報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。

### ○今後の対応策（未然防止）のポイント

#### 〔原因の究明・再発防止策の検討〕

- ・いじめた生徒への継続的な指導を行うとともに、いじめられた生徒のきめ細かな観察を継続的に行う。
- ・「学校いじめ対策組織」を中心に、外部専門家や関係機関等と連携して、いじめの防止等のための取組や校内体制等の点検・見直しを行うとともに、「学校いじめ防止基本方針」の検証・修正を行う等、いじめの未然防止に向けた取組の充実を図る。

#### 〔他の生徒への対応〕

- ・教育活動全体を通して、生徒の自己有用感や自己肯定感を高める取組や、いじめを自分のこととしてとらえ、考え、議論する取組等を行い、いじめを許さない態度や能力の育成を図る。

#### 〔教育相談の充実〕

- ・スクールカウンセラーを活用する等、全校的な教育相談体制を構築する。
- ・定期的・組織的な教育相談や、個別や集団による特別面談等を積極的に行い、教職員との対話の機会を多くする。

#### 〔保護者の協力〕

- ・保護者が見つけた小さなサインを学校と共有し、いじめの早期発見に努める。
- ・入学時や各年度の開始時に「学校いじめ防止基本方針」について説明したり、学校のホームページに掲載したりして周知及び共通理解を図り、学校との協力体制を構築する。